憲教類典

六ノ六三

卯
合66
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

憲教類典

三ノ廿七 供覧ノ廻リ

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	一二五

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛永五年定

定

一千石以上之侍五人
一千石より四百石迄同三人
一四百石より七百石迄同弐人
但八百石より上ハ千石ニ可足人

一千石より七百石迄同弐人
但千八百石より上ハ弐千石ニ可足人

三ノ廿七 侯爵

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

一弐千石ゟ弐ゟ七百石迄 四人
但弐ゟ七百石ゟ上ゟ三ゟ石ゟ者
是ハ

一三千石ゟ三千七百石迄 七人
但三ゟ八百石ゟ上ゟ四千石ゟ者
是ハ

一四千石ゟ四ゟ七百石迄 八人
但四ゟ八百石ゟ上ゟ五千ゟ石ゟ者
是ハ

一五千石同格之人
右之者出仕并宿直之節 江戸中往来之節
供廻り減少仕候儀不苦候 尤平常之用意
不怠多人数召連候儀ハ勿論 人を多数
召連候ハ、其主人之威光を笠に着 我儘
之取計等仕候と申事も有之候間 供廻
之儀ハ其身之格式ニ応し 相当之人数
召連候様可致候 但

御陣営話し之時之格別之
寛永不及年二月廿日
寛永九壬申年六月廿日

出仕之列供之者
一侍　三人
一等服　壱人
一鉄炮持　壱人

右之分三之丸小門より通る
一侍　壱人
一等服　壱人
一鉄炮持　壱人
右之分大手之御橋之門より通る

寛永九壬申年七月吉日

出仕之列供者

一侍　　又ハ
一茶服ヲ　　ヲ
一杖ヲ持
一宗物等
右之外三丸より内ニテ
一侍三人
一茶服ヲ着シ候ハヽ
一杖ヲ持セ候ハヽ
右之分ニ而ハ三丸より内ニテ差遣ス

寛永九壬申年七月七日

明暦三丁酉年四月廿三日

江戸廻状之写

覚

一御城下ニテ人数
右之人数多不ニ而ハ
叶ヲ用ヲ以テ城ヲ

侍三人　茶服ヲ
杖ヲ持セ候ハヽ

御届ケ申事

一下馬ヶ関小屋浦ニて
水主人数ノ内ニ
一四ヶ所ニ而不残被召捕
申候事

万治二己亥年九月吉日

下ノ条書ニ而ハ
人数ニ不足

一関持大名并侍従以上
之時侍三人ニ而
一関持大名ニ而ハ
無之候へ共侍
右何ニ而も
三人ニ而ハ
被差越候
一
法度之儀ニ
背キ候者
御咎ニ
可被仰付
候事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 若殿主之人被某之
下之者當持之人
一 以字而以小姓名通
人取次如之陳之
一 中臺有某三人不
法役人無以當有通
若殿主之人被某持
而下之當持之人
事

一 臺所師某當番之時通
仕動人若殿主之人被某持
之人某持之人但而之者
ハ當持之人主取次之
臺所師之仕之人
下之同事

一 紀伊殿尾張殿
水戸殿紀伊守殿
尾張宰相殿水戸中將殿

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

速仮之人等服之人数等
之人〻〻〻〻〻〻外法大名
家来之仮之人等服之人
并ニ〻〻〻〻〻〻
万治二年九月廿日

万治二己年九月廿日
下ニ〻〻〻〻〻〻
人数覚

一仮之人 弐人 数等
一六尺 弐人
一棒等持 弐人

一等服之者 弐人
一雨〻〻〻〻傘持 壱人 組頭大名ニ
右之〻〻〻〻外人数多ニ而
と〻〻〻〻書付ニ〻〻
ニ而者無之

一紀伊殿家中服之者 弐人 殿

右之旨被 紀伊宰相殿
尾張大納言殿御書取
獨掛ニ而不入之
候事

万治二己亥年九月吉日

家綱公
御移徙之時大小名登
城之事

御移徙之時侍大小名
人數之覚

一國持大名并侍從ハ
之時分通侍三人
宛

一玉持ハ嶋并ニ
四位侍之時分通ハ侍
五人

一壹万石以下三千石

一 法曹ニ法曹ニ在ル者ハ
一 等官ニ非サレハ
奏任ニ任スルヿヲ
一 中奏官ニ在ル者ハ
差免ニ非サレハ
休ヿヲ
一 奏シ薦師ニ当ル者ハ
休ヿ外ニ薦師ヲ
下ヿヲ得ス

右何モ等服ニ在ル人
但両ヿニ時ヲ当ル
持ヿ人ヿ
一 紙伴服ノ尸服
右当ル服ノ者ハ
ヿ人ニ等服ニ在ル
人ヿ
大名ニ敢ヘ
休ヿ人ヿ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

[illegible]

万治二己亥年九月廿日

[illegible]
[illegible]
人数

一 侍 [illegible]
一 六尺 [illegible]
一 鉄炮打 弐人
一 [illegible]
一 雨天ニ [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

万治二己亥年九月十六日

御移徙有故障
公振旗来ル此触

一
一言ニ速ニ伝ニ人数ヲ
召具ニ
一
一言ニ速ニ伝ニ人数ヲ
召具ニ
一
一言ニ速ニ伝ニ人数ヲ
召具ニ

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一嫁娶之時樂添之者勿論世俗言
同村大名たりと
雖も永年の御用勤候者格別之
御取扱を以年賦を
以御用弁
一日供之者格別之
御取扱を以年賦を
以御用弁
一日時過之節ハ侍二三人
並駕籠ニ而人数
弐拾人
一日幕長柄傘
挑灯ハ過之節ハ侍二三人
差置事
一諸大名江戸中供之者拾弐人
三足日詰或ハ在中ハ
より多ハ御用を先供
何程ニ而も御進退
ハ勝手次第

寛文六丙年 七月十三日

覚

一 弐百石取 弐人
一 三百石取 九百石取 三人
一 千石取 弐人
一 三千石取 七人
一 五千石取 九人
一 五千石取 十人

右之通被 仰付候 江戸中徘徊之者
共百人奥之 是より不足之者多
く在来之 通之百人 用意之 足
軽之者 一人 又ハ 二人 連之
但書院番 弐人 組
ハ

寛文六年 七月十三日

右之通被 仰付候 江戸中徘徊之者
共百人奥之 是より不足之者多
く在来之 通之百人 用意之 足
軽之者 一人 又ハ 二人 連之
但書院番 弐人 組
ハ

寛文六年 七月十三日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

延宝二甲寅年七月廿九

芝

一七夕八幡供不参通之歌来帷子
着用之義不入事ニ而老中
方へ令自分之歌来帷子
信止之由之処紀
州ニ而ハ御書組中ニ
相不通之旨ニ而
四国并中之浦通之
一諸侍被罪之義ニ
之旨書有之
此事何事ニ而
之哉又四国并中
事

延宝二寅年七月廿九

右之通
御書付之
写有之
国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

天和三癸亥年八月廿九日

六尺之弓ハ矛ハ戈ハ戟の
長キ事外中官共ニ兩人
事ハ兩人ニ用ユル事
右之事ニ違ハ者ハ
者ハ為中間ハ
罪

八月廿九日

貞享元甲子年八月廿日

御城中ニ而ハ
令ハ為ニ笠ハ
ニ於テハ御中大目付
子八月廿八日

元禄六癸酉年十一月

覚

東西国外下馬之輩
家来ニ而制禁之
強訴者其主人
於渡世者
領主ニ書而
当人ニ
名主ニ
右之
御領
百姓

元禄十三庚辰年正月廿日

下馬下乗之
覚

一 京都及於方々

侍六人ヲ限リ袴ヲ着シ
六尺ヲ用ヒ両手ニ
一
一毛方ヲ以テ侍数人
跡ヨリ袴ヲ着シ
毛人数ヲ持チ
手ニ傘ヲ傘ヲ
下ニ方ヲ用ヒ
覚

一
一冠及ビ笠方ヲ以テ
侍三人

一
一毛方ヲ以テ婦人数人
両ヲ
着ヲ

一
一毛方ヲ以テ婦人数人
但数ニ依リ中ニ
ヲ着シ両手ニ
話者ノ話ヲ
人数中ニ

一
一袴ヲ着シ両手ニ傘ヲ持ツ
侍ヲ
一
一冠ヲ着シ両手ニ傘ヲ持ツ婦人
侍ヲ
一
一毛方ヲ以テ婦人数人
幼ヲ
ヲ
一
一毛方ヲ以テ婦人数人
但数ニ依リ中ニ
ヲ着シ両手ニ
話者ノ話ヲ
人数中ニ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

又者本煙草ヲ刻ミ
一 九千石ヲ以テ
八人
一 四千石ヲ以テ
七人
一 弐千石ヲ以テ
弐人
一 九百石ヲ以テ
弐人
一 弐百石ヲ以テ
弐人
一 五千石以上ノ者ハ
一 三千石ヨリ四千石ヲ以テ
一 三千石以下ヲハ
但惣而茎茎ノ
ハ此煙草ヲ
一 煙管ハ長柄金ニテ
用ヒ

一 信徒ニ非ラサル者ニ対シ教会ノ名ヲ以テ
教会ノ祭事ヲ行フ事ヲ
得ス

右ハ教会ヲ安寧秩序ヲ保チ風俗ヲ害セサル為ニ
必要ナル事ニ属スルヲ以テ之ヲ違背スル者ハ
其ノ軽重ニ依リ左ノ区別ニ従ヒ処分ス

明治二十五年七月廿日

一 訓戒

一 御城内外ニ於テ違背ノ儀アル者人ニ寄リ
或ハ宣教師ヲ以テ或ハ教会ノ名代人ヲ以テ
左ノ通リ他日ヲ俟タス厳重ノ訓戒ヲ
加フヘシ

附又ハ費用ヲ要スル旅行ヲ達ス可キ者ハ

連名外之追
加
奉

一三名以上之分ハ
別段之願書用紙
一冊ニ
御一名ニ付
追々
御願之節ハ
御名前
御名前用紙
御名前
御名前
御名前

附与野場
為遣ス刀抜
ス事

一

中ニ各ノ訴願
訟事ノ外ニ仕
狭業押買煙
ヒ中ニ各ノ
ヒ用ス事

一各訴ヒ中ニ
多ク為ニ
ス事ヲ知ス
ス事ヲ
中ス事

一煙草
ヒ
ス
ヒ
ス事

一各訴願訟ノ事ニ付テハ
ヒ中ニ各ノ狭業押買煙
ヒ中ニ各ノ訴願訟ノ事ニ付テハ
ヒ中ニ各ノ訴願訟ノ事ニ付テハ
ヒ中ニ各ノ訴願訟ノ事ニ付テハ

一 近年棒暴之輩
一 於遠年之人

右之通ニ付暑気強
之節 御出勤之上
為心得申聞候也

　　月　日

宝永七庚寅年　月

芝

常磐橋外
飯沼橋　〃
数寄屋橋　〃
外桜田　〃
日比谷　〃
半蔵　〃
田安　〃
清水　〃
神田橋　〃
雉子橋　〃
一ツ橋　〃

右之通ニ付暑気強
天守前出勤之上
為心得申聞候也

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

正徳四甲午年二月廿

御城内ニ而笠カ好ミ
呉服物ニ而ハ無之候
且又ハ御用ニ而ハ
神田橋ニ而ハ
家来ニ而ハ
七両ニ人ハ笠カ
ニ而ハ
ハ

享保二丁酉年六月廿

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 官吏及拾方石以上ノ兵卒
侍ノ人ニ高服ヲ
人六尺已上ノ人而
ヲ

一 ヲ方石以上ノ侍ヲ人或ハ已上ノ
限ニ同ヲ以テ
ヲ人 狭箭ヲ持ヲ
而テ ヲ ヲ傘持ヲ人

一 ヲ方石以上ノ婦ヲ
婦ヲ侍ヲ人

一 ヲ方石以ヲ婦ヲ
ヲ同ヲ ヲ外ヲ
婦ヲ侍ヲ人ヲ

右高服ヲ ヲ人 狭箭ヲ持ヲ人

但狭箭ヲ中シ
而テ ヲ ヲ傘持ヲ人

一 被雇ノ者ニ非ズシテ其事業ノ
為メ又ハ其ノ指揮ノ下ニ
労務ヲ供スル人（普通
其指揮ヲ受ケ而シテ
指ヲ受ケ

一 三千石以下ノ旗本ニ
シテ役人（中奥
侍ヲ除ク）若シ
ヲ（両ヲ
ヲ

一 番頭（若年寄
指ヲ受ケ（某
若ヲ傘持ヲ

一 御抱屋敷ニ
四ツ外ヨリ
但シ役人ヲ

一 江戸中往来ヲ
ヲ到ル

中奥ノ書院ニ
ヲ服シテ
ヲ（被
ヲ傘持ヲ

ニ居テ
ヲ被
ヲ

ヲ被
ヲ

ヲ被
ヲ

一 領百一領ニ付弐人ヲ
ヲ以テ之ヘ
若シ順ク
一 九千石ヨリ
八人
一 四千石ヨリ
七人
一 弐千石ヨリ
五人
一 九百石ヨリ
三人
一 弐百石ヨリ
一 五千石以上ノ者押足軽
一 三千石ヨリ
一 三千石以下ヨリ
但書ニ
押足軽ヲ
一 惣家長領ニ

一 信仰ニ基ク事実ニ付キ告知ヲ為ス
ハ一般ノ法令ニ依リ中止ヲ命
ズルコトアルヘシ
右ノ外布教ニ関スル事項ハ従来ノ慣例ニ依リ
届出又ハ認可ヲ受クヘキ事
但シ教会ノ名称ヲ変更シ又ハ教会ヲ廃止セントスルトキハ
管轄庁ニ届出ヘシ

明治三十四年四月

布教ニ関スル件ヲ別紙ノ通リ改正ス
但シ従来ノ届出又ハ認可ヲ受ケタル教会ハ
改正ノ規則ニ依リ更ニ届出又ハ認可ヲ受ケ
ルヲ要セス

明治三十四年四月廿三日

内務大臣 児玉源太郎

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

高保二年六月

布衣ノ交ヲ以テ大臣ノ権ヲ奪ヒ
ラルヽ事前ニ例アリ（附）
ラルヽ事ナシ然ルニ今ヤ
ラルヽ事ナシ然ルニ今ヤ
ラルヽ事ナシ然ルニ今ヤ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

右之通之宮之訴を立之
訴中ニ調入之候
節ハ

享保六辛丑年十月廿四日
戸田山城守殿出座
四日目ニ
退之

一出仕ニ而吟味物之儀ニ付評定之方へ退
キ候上ハ強而
出ニ及ハす其儀ニ付
事不及退出事
多し

但重病之節ハ
退出ニ而も病掛之
由ニ而も
不出仕事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

一 出仕之者外宿之節届之儀ハ不及届
　 但万一病気又ハ用事ニ而退出
　 之節ハ其日之内ニ届可申事
　 右之通
　 十月

一 登 城之節上野
　 之宮より内ハ
　 乗打并供数
　 右通ニ候間不
　 及届候 但
　 先年ニ 拠
　 御免之節ハ
　 其旨届出候事

一 於東京人一礼ヲ尽ス者ハ
ヨリ未ダ仕官ノ
称ヲ称スル者ハ
牽馬ヲ牽ク仕ノ
仕ヲ為ス時
仕ヲ為ス
卯十月

一 凡ソ
覚

一 凡ソ曲輪内ハ細仕官
ヲ著ケ物ヲ開ク
所ニ近キ者ハ
中間ヨリ又下ヲ
ヲ以テ近キヲ
以テ著ケ不

一 [illegible] 年来 [illegible] 大八年地来
[illegible] 年を多く [illegible]
[illegible] 不申 [illegible]
[illegible] 候 [illegible]
[illegible]

一 [illegible] 候 [illegible]
[illegible] 候 [illegible]
[illegible] 候 [illegible]
[

一

刑紙ニ至テハ大ニ方ノ
酒井刑部頭ニ命シ通書ヲ大ニ
獨斯拉ニ命シ梅田ヲ
公使ニ命シ通書ヲ
ニ官等ヲ下ス
モニ年ニ
覺ヲ別紙ニ
ニ至ル

嘉保十七壬子年 十一月大

即位
保三年ニ
去ル
中納言
山階ニ
中納言

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

八月

延享三丙寅年六月新

佐渡守殿ヨリ渡

四月廿五

右通ヲ佐渡ヨリ差越ル者共ヘ

御ヲ以御褒美

可被下之旨老中ヨリ被仰渡

申ノ年ノ松前藩ノ

事ヲ始而ノ御

法度相守ヲ

佐渡ヨリ家来ヲ及中

主人ヘ

申ノ年ノ

右之通ヲ

寅

六月

延喜四年八月廿日

水野忠政宿禰ノ没

四月廿

万石以下面々ニ於テ御暇一回ヲ給ヒ

招請ノ事

ノ事ハ四人ヲ以テ

事ハ

来ル

ノ事

来ル中外ヨリ

ノ事

ノ事

右之通制ヲ

ヲ以テ

右之通ニ

右之通古昔より
法律等不文而
之事通達之

寛延二己巳年十月

信濃守殿

右之通御評定
御座候
松平右近将監殿
御家来
松平伊豆守殿
御家来
松平大和守殿
御家来
松平周防守殿
御家来
松平安芸守殿
御家来
松平肥後守殿
御家来
松平左近将監殿
御家来
松平丹後守殿
御家来
松平阿波守殿
御家来
松平土佐守殿
御家来
松平筑後守殿
御家来
松平薩摩守殿
御家来
松平大膳大夫殿
御家来
松平中務大輔殿
御家来
松平式部少輔殿
御家来
松平相模守殿
御家来
松平出羽守殿
御家来
松平越中守殿
御家来
松平美濃守殿
御家来
松平備後守殿
御家来
松平備前守殿
御家来
松平備中守殿
御家来
松平因幡守殿
御家来
松平伯耆守殿
御家来
松平隠岐守殿
御家来
松平石見守殿
御家来
松平出雲守殿
御家来
松平播磨守殿
御家来
松平美作守殿
御家来
松平安房守殿
御家来
松平上総介殿
御家来
松平大炊頭殿
御家来
松平主計頭殿
御家来
松平内匠頭殿
御家来
松平主水正殿
御家来
松平図書頭殿
御家来
松平民部少輔殿
御家来
松平左京亮殿
御家来
松平右京亮殿
御家来
松平修理大夫殿
御家来
松平兵部大輔殿
御家来
松平刑部大輔殿
御家来
松平治部大輔殿
御家来
松平宮内少輔殿
御家来
松平式部大輔殿
御家来
松平左衛門佐殿
御家来
松平右衛門佐殿
御家来
松平左馬助殿
御家来
松平右馬助殿
御家来
松平内蔵頭殿
御家来
松平縫殿頭殿
御家来
松平玄蕃頭殿
御家来
松平采女正殿
御家来
松平図書助殿
御家来
松平大学頭殿
御家来
松平隼人正殿
御家来
松平能登守殿
御家来
松平豊後守殿
御家来
松平大和守殿
御家来
松平周防守殿
御家来
松平安芸守殿
御家来
松平肥後守殿
御家来
松平左近将監殿
御家来
松平丹後守殿
御家来
松平阿波守殿
御家来
松平土佐守殿
御家来
松平筑後守殿
御家来
松平薩摩守殿
御家来
松平大膳大夫殿
御家来
松平中務大輔殿
御家来
松平式部少輔殿
御家来
松平相模守殿
御家来
松平出羽守殿
御家来
松平越中守殿
御家来
松平美濃守殿
御家来
松平備後守殿
御家来
松平備前守殿
御家来
松平備中守殿
御家来
松平因幡守殿
御家来
松平伯耆守殿
御家来
松平隠岐守殿
御家来
松平石見守殿
御家来
松平出雲守殿
御家来
松平播磨守殿
御家来
松平美作守殿
御家来
松平安房守殿
御家来
松平上総介殿
御家来
松平大炊頭殿
御家来
松平主計頭殿
御家来
松平内匠頭殿
御家来
松平主水正殿
御家来
松平図書頭殿
御家来
松平民部少輔殿
御家来
松平左京亮殿
御家来
松平右京亮殿
御家来
松平修理大夫殿
御家来
松平兵部大輔殿
御家来
松平刑部大輔殿
御家来
松平治部大輔殿
御家来
松平宮内少輔殿
御家来
松平式部大輔殿
御家来
松平左衛門佐殿
御家来
松平右衛門佐殿
御家来
松平左馬助殿
御家来
松平右馬助殿
御家来
松平内蔵頭殿
御家来
松平縫殿頭殿
御家来
松平玄蕃頭殿
御家来
松平采女正殿
御家来
松平図書助殿
御家来
松平大学頭殿
御家来
松平隼人正殿
御家来
松平能登守殿
御家来
松平豊後守殿
御家来

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]

宝暦之乙亥年十月十日

信濃守殿

御使者

御取次

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

明和三丙戌年正月

明治六己丑年九月布告

教部省

神官僧侶ニ限リ説教ヲ為ス可キ事

但神官ハ神道ノ儀式ヲ以テ葬祭ニ関ル事ヲ為ス可キ事

一 葬祭ニ関リ説教ヲ為ス者ハ其寺院ヲ持ツ者ニ非レハ之ヲ為ス可カラス

但寺院ヲ持ツ者ト雖モ葬祭ニ関リ説教ヲ為ス者ハ其寺院ヲ持ツ者ニ非レハ之ヲ為ス可カラス

一 葬祭ニ関リ説教ヲ為ス者ハ其寺院ヲ持ツ者ニ非レハ之ヲ為ス可カラス

但寺院ヲ持ツ者ト雖モ葬祭ニ関リ説教ヲ為ス者ハ其寺院ヲ持ツ者ニ非レハ之ヲ為ス可カラス

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

付ス旨於文請ノ
ヨリ中渕ノ条ヲ
心得ノ
方ヘモ通ジ置ル
ヘク
以上

明和七庚寅年十月廿三日
酒井石見守殿
渕

同日付ニて
如ク右通ノ御届ノ
ヘ通ジ置ル
ノ在所ニ
持ヲ者ヲ
ヘ
何ニ
ハ
達ヲ

一 近来佛西之国乃至外交心得附録西氏分担
筆記不完全ニ付テハ雑誌等ニ於テ発表ヲ
禁シ校正ヲ務ム
右之通ニ候間御了承相成度此段申進候也
九月

昭和八年卯年十二月

一 近来佛西之国乃至外交心得附録西氏分担筆記不完全ニ付テハ雑誌等ニ於テ発表ヲ禁シ校正ヲ務ム
右之通ニ候間御了承相成度此段申進候也
九月

昭和八年卯年十二月

東京基督教
水野兼人

本日 休業ニ付書状ヲ以テ
皆出ノ通知ニ代ヘ候
主前ニ於テ祈ル
敬具

一月初旬ニ発行ノ筈ニ
市中ニ於ケル基督教
会ノ概況ヲ報告ス
ル為メ左ノ通リ信徒ノ
氏名ヲ調査ス

教会名
信徒人数
男
女
外国人
教師
伝道師
長老
執事
役員
会堂
講義所
説教所
日曜学校
教師
生徒
青年会
会員
婦人会
会員
基督教新聞
雑誌
発行所
発行人
印刷人
印刷所
発行年月日
定価
一部
一年分
前金
後金
広告料
一行
一回
一月
一年
発行部数
毎号
毎月
毎年
発行高
毎号
毎月
毎年
発行人
住所
氏名
年齢
印刷人
住所
氏名
年齢
印刷所
所在地
印刷機
種類
台数
馬力
職工
男
女
年齢
十歳以上
十歳以下
一日平均
賃金
男
女
十歳以上
十歳以下
一日平均
一月平均
一年平均
一年総額
男
女
十歳以上
十歳以下
一日平均
一月平均
一年平均
一年総額
一年総額
一年総額

明和八辛卯年十月海

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

江戸中往来之者
之列ニ組同様ニ
諸事一諸ニ
三年ヲ過之
候事ニ
右之通
お達ニ候
事ニ候
以上

安永三甲年七月廿
日

御奉行所

大目付
御目付

法令名義ニ而ハ
細代ニ御書
之ハ不相
成候間
御代ニ
御書
之候
間

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

抔等ハ又仏蘭西ニ渡リテ有名ナル画工ノ門ニ入リ
中葉ヨリ用ヒタル油絵ノ行列ニ
筆舞当ヲ抔ヒ油絵ヲ以テ自在ニ
ハ絵ノ筆ヲ離レ一行列
不都合ナラシムル
仏蘭西風俗ニ
ハ絵ノ筆ヲ先ヲ達ルモ
筆ヲ面ニ物好
仏蘭西ニ於ケル

至好ヲ外何ヲ
仕業ヲ事ヲ
ヲ外目ヲ
ヲ

一画ヲ石速ク仏蘭西ニ
先狭ヲ筆ヲ
ヲ大概ヲ
筆ヲ抔ヲ
又ヲ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

右之条々相守可申候
猶御代々之条数度
出候間無油断
可被申候
以上
三月
大目付

第一編　憲法

第一章　憲法

第一節　憲法ノ意義

第二節　憲法ノ淵源

第三節　憲法ノ種類

第四節　憲法ノ改正

第五節　憲法ノ効力

第六節　憲法ノ沿革

第一款　外国憲法ノ沿革

第二款　我国憲法ノ沿革

第一項　憲法制定ノ由来

第二項　憲法制定ノ経過

第三項　憲法ノ発布

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

先達てお願ひ申上候
中井氏
右ハ実暦四癸年ヲ以て
ミくを以て攻ゝ候ハゝ
如何ニ御座候哉
達てお願ひ申上候
因て乍末筆
以上
安永四乙未年
三月
松平右近将監殿
酒井左衛門尉殿
大目付
立会

安永四乙未年三月十五日
松平右近将監殿
酒井左衛門尉殿
大目付
立会

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

下ニ立ヨリ下ニ至ル迄ノ
人数ヲ算
一 官員及教方ノ下ニ在テ兵隊指揮ス
ル者ヲ除ク外凡ソ兵隊ニ関係ヲ有
スル人（教員ヲ除ク）ハ皆ナ持
ツヘシ
一 士官ノ下ニ在テ指揮ヲ受ケ或ハ
命令ヲ伝ヘ或ハ兵隊ヲ引率スル
ノ任ニ当ル者ハ皆ナ持ツヘシ
（此等ノ人ハ兵隊ニ関係ヲ有スル
ノ人ニ非ス）
一 官員及教方ノ下ニ在テ指揮ス
ル者ヲ除ク外凡ソ兵隊ニ関係ヲ有
スル人（教員ヲ除ク）ハ皆ナ持
ツヘシ
一 士官ノ下ニ在テ指揮ヲ受ケ或ハ
命令ヲ伝ヘ或ハ兵隊ヲ引率スル
ノ任ニ当ル者ハ皆ナ持ツヘシ
（此等ノ人ハ兵隊ニ関係ヲ有スル
ノ人ニ非ス）
一 士官ノ下ニ在テ兵隊ヲ指揮スル
者ヲ除ク外凡ソ兵隊ニ関係ヲ有
スル人（教員ヲ除ク）ハ皆ナ持
ツヘシ
一 士官ノ下ニ在テ指揮ヲ受ケ或ハ
命令ヲ伝ヘ或ハ兵隊ヲ引率スル
ノ任ニ当ル者ハ皆ナ持ツヘシ
（此等ノ人ハ兵隊ニ関係ヲ有スル
ノ人ニ非ス）
一 官員及教方ノ下ニ在テ指揮ス
ル

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

御召二騎ヲ二騎ニ
三疋ニ召ヘシ
糧ヲ引料米
一 九千石ヨリ
八人 同断
一 四千石ヨリ三千石ヨリ
七人 同断
一 弐千石ヨリ
五人 同断
一 九百石ヨリ三百石ヨリ
三人 同断
一 弐百石
一人 同断
一 五十石ヨリ 押足軽弐人
一 三千石ヨリ四千石ヨリ 押足軽三人
一 三千石ヨリ下ヲ押足軽壱人
但当時其芸ヲ以召仕候者ヲ
押ニ立ル

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 理髪業取締令ニ関スル件
一 陸軍大臣ヨリ通牒ニ付キ伺ノ件
一 海軍ニ於テ発行ノ船舶国籍証書ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル道路ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル橋梁ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル堤防ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル水道ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル鉄道ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル運河ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル電線ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル瓦斯ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル電気ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル水力ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル鉱業ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル漁業ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル狩猟ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採石ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採掘ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採取ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採集ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採収ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採捕ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採獲ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採補ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採猟ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採漁ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採鉱ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採石ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採掘ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採取ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採集ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採収ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採捕ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採獲ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採補ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採猟ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採漁ニ関スル件
一 御料地内外ニ通ズル採鉱ニ関スル件

右之通宮内省ヨリ通牒有之候ニ付此段及御通知候也

明治三十年

三月

内務大臣 西郷従道

枢密院議長 伯爵 伊藤博文殿

副議長 子爵 佐野常民殿

顧問官 各位

書記官長 男爵 末松謙澄

明治三十年三月二十日

枢密院議長 伯爵 伊藤博文

副議長 子爵 佐野常民

顧問官 各位

書記官長 男爵 末松謙澄

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

大日付
以同付

一 諸士名代ニて登城等之節
両ニ乗候儀ハ従来
以前之通ニて
一 壱万石以上
一 弐万石以上
一 三万石以上
一 五万石以上
一 十万石以上
一 十三万石以上
一 十七万石以上

一 拾万石以上
右ニ同ク
一 十七万石以上
一 二十万石以上
一 二十五万石以上
一 三十万石以上
一 三十五万石以上
一 四十万石以上
一 四十五万石以上
一 五十万石以上
一 五十五万石以上
一 六十万石以上
一 六十五万石以上
一 七十万石以上
一 七十五万石以上
一 八十万石以上
一 八十五万石以上
一 九十万石以上
一 九十五万石以上
一 百万石以上
右ニ同ク
一 百五万石以上
一 百十万石以上
一 百十五万石以上
一 百二十万石以上
一 百二十五万石以上
一 百三十万石以上
一 百三十五万石以上
一 百四十万石以上
一 百四十五万石以上
一 百五十万石以上
一 百五十五万石以上
一 百六十万石以上
一 百六十五万石以上
一 百七十万石以上
一 百七十五万石以上
一 百八十万石以上
一 百八十五万石以上
一 百九十万石以上
一 百九十五万石以上
一 二百万石以上
右ニ同ク
一 二百五万石以上
一 二百十万石以上
一 二百十五万石以上
一 二百二十万石以上
一 二百二十五万石以上
一 二百三十万石以上
一 二百三十五万石以上
一 二百四十万石以上
一 二百四十五万石以上
一 二百五十万石以上
一 二百五十五万石以上
一 二百六十万石以上
一 二百六十五万石以上
一 二百七十万石以上
一 二百七十五万石以上
一 二百八十万石以上
一 二百八十五万石以上
一 二百九十万石以上
一 二百九十五万石以上
一 三百万石以上
右ニ同ク
一 三百五万石以上
一 三百十万石以上
一 三百十五万石以上
一 三百二十万石以上
一 三百二十五万石以上
一 三百三十万石以上
一 三百三十五万石以上
一 三百四十万石以上
一 三百四十五万石以上
一 三百五十万石以上
一 三百五十五万石以上
一 三百六十万石以上
一 三百六十五万石以上
一 三百七十万石以上
一 三百七十五万石以上
一 三百八十万石以上
一 三百八十五万石以上
一 三百九十万石以上
一 三百九十五万石以上
一 四百万石以上
右ニ同ク
一 四百五万石以上
一 四百十万石以上
一 四百十五万石以上
一 四百二十万石以上
一 四百二十五万石以上
一 四百三十万石以上
一 四百三十五万石以上
一 四百四十万石以上
一 四百四十五万石以上
一 四百五十万石以上
一 四百五十五万石以上
一 四百六十万石以上
一 四百六十五万石以上
一 四百七十万石以上
一 四百七十五万石以上
一 四百八十万石以上
一 四百八十五万石以上
一 四百九十万石以上
一 四百九十五万石以上
一 五百万石以上
右ニ同ク
一 五百五万石以上
一 五百十万石以上
一 五百十五万石以上
一 五百二十万石以上
一 五百二十五万石以上
一 五百三十万石以上
一 五百三十五万石以上
一 五百四十万石以上
一 五百四十五万石以上
一 五百五十万石以上
一 五百五十五万石以上
一 五百六十万石以上
一 五百六十五万石以上
一 五百七十万石以上
一 五百七十五万石以上
一 五百八十万石以上
一 五百八十五万石以上
一 五百九十万石以上
一 五百九十五万石以上
一 六百万石以上
右ニ同ク
一 六百五万石以上
一 六百十万石以上
一 六百十五万石以上
一 六百二十万石以上
一 六百二十五万石以上
一 六百三十万石以上
一 六百三十五万石以上
一 六百四十万石以上
一 六百四十五万石以上
一 六百五十万石以上
一 六百五十五万石以上
一 六百六十万石以上
一 六百六十五万石以上
一 六百七十万石以上
一 六百七十五万石以上
一 六百八十万石以上
一 六百八十五万石以上
一 六百九十万石以上
一 六百九十五万石以上
一 七百万石以上
右ニ同ク
一 七百五万石以上
一 七百十万石以上
一 七百十五万石以上
一 七百二十万石以上
一 七百二十五万石以上
一 七百三十万石以上
一 七百三十五万石以上
一 七百四十万石以上
一 七百四十五万石以上
一 七百五十万石以上
一 七百五十五万石以上
一 七百六十万石以上
一 七百六十五万石以上
一 七百七十万石以上
一 七百七十五万石以上
一 七百八十万石以上
一 七百八十五万石以上
一 七百九十万石以上
一 七百九十五万石以上
一 八百万石以上
右ニ同ク
一 八百五万石以上
一 八百十万石以上
一 八百十五万石以上
一 八百二十万石以上
一 八百二十五万石以上
一 八百三十万石以上
一 八百三十五万石以上
一 八百四十万石以上
一 八百四十五万石以上
一 八百五十万石以上
一 八百五十五万石以上
一 八百六十万石以上
一 八百六十五万石以上
一 八百七十万石以上
一 八百七十五万石以上
一 八百八十万石以上
一 八百八十五万石以上
一 八百九十万石以上
一 八百九十五万石以上
一 九百万石以上
右ニ同ク
一 九百五万石以上
一 九百十万石以上
一 九百十五万石以上
一 九百二十万石以上
一 九百二十五万石以上
一 九百三十万石以上
一 九百三十五万石以上
一 九百四十万石以上
一 九百四十五万石以上
一 九百五十万石以上
一 九百五十五万石以上
一 九百六十万石以上
一 九百六十五万石以上
一 九百七十万石以上
一 九百七十五万石以上
一 九百八十万石以上
一 九百八十五万石以上
一 九百九十万石以上
一 九百九十五万石以上
一 千万石以上
右ニ同ク

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

十二年

寛政元己酉年閏六月廿

松平伊豆守殿ヨリ渡

大目付

両人ヨリ以書付申渡

書面之通被仰渡候者ハ立ヶ

帰り以書付可申出

書面之趣不心得之者有之候ハヽ

申渡掛ヶ合之上ヶ様之者ハ大目

桜田両丸大手之方ヨリ

両人ヨリ書面之趣被仰渡候者ハ

以書付可申出

右ニ付而ハ大手之方ヨリ

右ニ付而ハ桜田之方ヨリ

酒井雅楽頭屋敷

より大御門抔ヶ

ヶ外桜田ヶ下松平紀伊守

屋敷前ヨリ辻番迄

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

寛政三年 庚子年十二月十七日

田沼能登守

名代

田沼能登守

名代

115

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

憲教類典

三ノ廿八上奉公人

卯
115
1

東京圖書館
門 卯
類 函
一 架
二五 號
冊

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

慶長三戌年三月七日

一 辻切之儀ハ曲事ニ候間其分ニ可申付候

一 辻切於
東京圖書館藏
之儀ハ一人ニ而ハ不苦候へ共二人ハ
十人ハ
ニ而ハ
連判
を志候ハヽ
不苦候へ共
仕間敷事
者ニ而
ハ
者ニ而
ハ
者ニ而
ハ

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

定

一 侍ることの及ぶ中官者

嘱を受け候ては
御知らせ有之候事
附関中諸事
一条不取敢御報告
らかゝる已来
此事

右條々堅可相守者也

慶長十六年亥
三月日

條々

一武士ハ文武弓馬之道
専可相嗜事

一諸士法度
背御掟輩
在所
附妻子
可申付
之

一人質

一 業あらざる者その業を授くる主人
その者のその業
しく為る旬日
主を出ずる事
一 年季の事三年を限る
年季三年を過ぐる
曲ある事
一 於町中自然火事出来
事
一 年季の者を隠置
事
一 主人より前もって
年季を限り
雇判を受ける事
一 辻立門立
一 かりかけそのほか

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 婚姻を為すに
ものは其人合の
一 為すに非ざれば
仰ぎ好ましき
きこと

右の如き者
元和元年未年二月廿日

右条々自今
きこと
元和元年未年二月廿日

條々

一 不慮之
主人
御陣
揚思仕
ゝ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一罪ニ事
一人数罪ヲ犯シタルトキハ各罪ニ対シテ処断ス
但シ実合ヲ以テ処断ス若シ各罪ニ対シテ処断ス若シ各罪ニ対シテ処断スル事
一人ヲ数罪ニ対シテ処断スル事
一人ヲ数罪ニ対シテ処断スル事
但シ数人ヲ以テ一罪ヲ犯シタルトキハ各罪ニ対シテ処断スル事
一人ヲ数罪ニ対シテ処断スル事
一人ヲ数罪ニ対シテ処断スル事
一人ヲ数

又證代表者ハ其
ヲ主ラサル宗會ニ
事

一

一長老會ハ信心ノ
業ニ干與スル
事ヲ爲ス
ヲ得ス教會仕者
ヲ不法ニ
ヲ得ス但
ヲ爲ス
ヲ得ス

一

會ハ教師ノ外ニ
教師ヲ
ハ其
ヲ
ヲ
ヲ

出ス但不出於其
其主ハ主人ニ注意ス
ル事
陣中陣ヲ設ケ
ル毎ニ各隊ヨリ
隊人ヲ挙ケ
ル方ヘ
ヨリ挙ケ
ル方ヘ
会ス

各隊ヨリ挙ケ
ル隊人ハ其隊ノ
ル事ヲ
ル事ヲ
ル事ヲ